

○財務省告示第百三十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成二十四年三月二十一日に発行した割引短期国債
 の発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十四年四月六日

財務大臣 安住 淳

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	最低額面金額	振替単位	発行行	償還期限
国庫短期証券（第二百六十六回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本銀行による借換えのための引受け	額面金額で一兆七千五百八億八千万円	千万円	千万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成二十四年三月二十一日	平成二十五年三月二十一日
								額面金額百円につき九十九円八	ただし、償還期が銀行休業日に

十 十 十
三 二 一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当
成 本 面 還 たる
二 銀 金 金 を と
十 行 額 額 支 き
四 百 円 払 は
年 円 に う、そ
三 つ き の 翌
月 百 円 営 業
二 日 日 日
十 日 日 日
一 日 日 日
日 日 日